

国際会計基準審議会、公開草案「企業結合一開示、のれん及び減損」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あづさ監査法人

国際会計基準審議会（以下、IASB）は2024年3月14日に、公開草案「企業結合一開示、のれん及び減損」（以下、本公開草案）を公表しました。

本公開草案に対するコメント期限は、2024年7月15日です。

本公開草案のポイント

- IASBは、企業が企業結合に関する有用な情報を合理的なコストで提供し、その情報により財務諸表の利用者が当該企業結合のパフォーマンスを直接評価できるようにすることを目的として、以下の点を中心に、IFRS第3号の開示要求事項の改訂を提案しています。
 - 企業結合により期待されるシナジーに関する情報開示の追加
 - 戦略的企業結合に関する情報開示の追加
- IASBは、主として減損損失の認識タイミングが時に遅すぎるのでないかとの指摘や、減損テストのコストや複雑さに関する懸念に対応するため、主に以下の点につき、IAS第36号の改訂を提案しています。
 - のれんの資金生成単位または資金生成単位グループ（以下、CGUまたはCGUグループ）への配分方法に関するガイダンスの追加
 - のれんが配分されたCGUがどの報告セグメントに含まれるのかの開示の追加
 - 使用価値の算定方法の改訂

1. 本公開草案の背景

IASBが2013年から2015年にかけて実施したIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューにより、以下の課題が認識されました。

- 財務諸表の利用者（以下、「利用者」）は、企業が実施した企業結合のパフォーマンスを評価することの助けになる、よりよい情報を求めている。IAS第36号「資産の減損」に基づき実施されるのれんの減損テストに関する情報は、企業結合の成否に関する代替的な指標と考える利用者もいる。
- のれんの減損テストは複雑であり、対応に時間を要し、かつ費用を要する。また、減損損失の認識時期は、時として遅い（実際の減損よりも会計処理が遅れて実施される）ことがある。

IASBは、上記の論点について「のれんと減損」リサーチプロジェクトの中で審議を行い、その結果を2020年3月に討議資料「企業結合一開示、のれん及び減損」として公表しました。討議資料の詳細については、あずさ監査法人のポイント解説を参照してください（[Link](#)）。本公開草案は、同討議資料に寄せられた利害関係者のフィードバックにつきさらに審議された結果に基づいて、主にIFRS第3号およびIAS第36号の改訂を提案するものです。なお、適用後レビューの主な論点の1つに、のれんの償却を再導入するか、という点がありました。のれんの償却については、再導入しないことが討議資料においてIASBの予備的見解として提案され、討議資料に寄せられたフィードバックを踏まえた審議の結果、そのままIASBの方針として決定されています。

2. 本公開草案の概要

以下は、本公開草案で提案されている内容を要約しています。IASBは、寄せられたコメントへの対応を審議し、最終基準化する予定です。なお、本文中の基準の参照のうち、本公開草案の提案内容に関するものは、公開草案中の項目番号です。

(1) IFRS第3号の開示要求事項の追加・変更

① 企業結合に関する開示目的の追加

IASBは、財務諸表の作成企業（以下、作成企業）に、利用者の企業結合に関するニーズに適合した情報の開示を促すため、IFRS第3号の開示目的を追加することを提案しています。具体的には、取得企業は、利用者が以下を評価するために必要な情報を開示することを明確化しています（IFRS第3号62A項）。

- (a) 事業の取得価格を合意する際に、取得企業が当該企業結合から生じると期待する便益
- (b) 戰略的企業結合について、当該企業結合から期待する便益を取得企業がどの程度得られているか。

また、企業結合の情報開示について、企業の全般的な事業戦略と企業結合の目的の関係性をより明確にするため、取得の「主な理由」（primary reasons）から「戦略的根拠」（strategic rationale）への開示要求の置き換えを提案しています（IFRS第3号B64項(d)）。

② 企業結合により期待されるシナジーに関する定量的な情報開示

企業結合にあたり、取得企業がなぜその価格を支払ったかについて、利用者がよりよく理解できるよう、取得日に期待される、取得企業と被取得企業の事業を統合することによって生じるシナジーについて、取得が行われた会計期間において、期待されるシナジーの記述とともに、以下の定量的な情報を開示することが提案されています（IFRS第3号B64項(ea)）。

- (i) 期待されるシナジーの見積り金額またはその範囲
- (ii) 当該シナジーを達成するためのコストの見積り額またはその範囲
- (iii) 当該シナジーから期待される便益の発現が開始する時期とその継続が見込まれる期間（シナジーの発現が見込まれる期間が有期か無期かの開示を含む）

なお、期待されるシナジーに関する情報には、商業的に秘匿性の高い情報が含まれる可能性があるという作成企業の懸念を踏まえ、期待されるシナジーのカテゴリー（例えば、収益シナジー、費用シナジー、その他のタイプのシナジー）を特定し、カテゴリー別に上記の開示を要求することが提案されています。また、特定の状況においては期待されるシナジーに関する一部の開示を適用除外とすることを認めることができます（後述の「企業結合によるシナジーおよび戦略的企業結合の情報開示に関する免除規定」を参照）。

③ 戦略的企業結合における情報開示

利用者からの企業結合のパフォーマンスに関する開示ニーズを満たすため、本公開草案では、取得日における経営者の主な目的（key objectives）および関連する目標（targets）や、この主な目的および関連する目標が、どの程度達成されているかについての開示が提案されています。一方で、企業の中には、事業を頻繁に買収する企業もあることから、現行基準で要求されているすべての重要性のある企業結合について、企業結合のパフォーマンスに関する情報の開示を企業に要求することは、開示に要するコストが膨大となり、またかえって重要な情報を不明瞭にするという利害関係者の懸念が、討議資料に対するフィードバックの中で示されました。このためIASBは、重要性のある企業結合の中でも特に、重要な戦略的価値を有するものを「戦略的企業結合（strategic business combination）」として定義付け、戦略的企業結合に該当した場合にのみパフォーマンスに関する情報の開示を要求することを提案しています。

■ 戦略的企業結合とは

戦略的企業結合に該当する企業結合は、以下のいずれかの要件に該当するものであるとされています（IFRS第3号B67C項）。

- (a) 取得日以前の直近の年次報告期間において、被取得企業の営業損益の絶対値が、取得企業の連結営業損益の絶対値の10%以上、または、被取得企業の売上高が連結売上高の10%以上である企業結合
- (b) 取得したすべての資産（のれんを含む）について、取得日現在で認識される金額が、取得日の直前の財務報告日において取得企業の連結財政状態計算書で認識されている総資産の帳簿価額の10%以上である企業結合
- (c) 企業結合の結果、取得企業が新たな主要な事業分野または新たな地理的領域に参入することとなる企業結合

■ 戰略的企業結合に関する情報開示の内容

戦略的企業結合について、取得企業は以下の情報の開示が要求されます(IFRS第3号B67A項)。開示される情報は、取得企業の主要な経営者（Key management personnel）(IAS第24号「関連当事者についての開示」9項で定義されている用語と同義)がレビューするものとされています。

- (a) 取得年度 : 取得日における取得企業の主要な目的および関連する目標。この目標は、見積金額またはその範囲で開示されます。
- (b) 取得年度以降 : 上記の主要な目的および関連する目標が、どの程度達成されているか。これには、主要な目的および関連する目標の達成度を判断するためにレビューされている実績、および当該業績を達成しているかについての説明を含みます。

戦略的企業結合の開示については、取得年度以降、取得企業の主要な経営者が取得企業の主要な目的および関連する目標に照らして業績をレビューする限り開示が求められます。ただし、以下の状況に該当する場合、その旨およびその理由の開示が求められます(IFRS第3号B67B項)。

- (a) 取得日における主要な目的および関連する目標が達成されているかどうかのレビューを開始しておらず、その予定もない場合
- (b) 事業の取得年度後2期目の年次報告期間の末日までに、主要な目的および関連する目標が達成されているかのレビューを中止する場合（ただし、中止したもの、主要な目的および関連する目標の達成度を測定するための情報を、主要な経営者が引き続き入手している場合には、当該情報を開示することが求められます）

④ 企業結合によるシナジーおよび戦略的企業結合の情報開示に関する免除規定

期待されるシナジーや、戦略的企業結合に関するパフォーマンスの開示を要求することについて、商業的に秘匿性の高い情報を開示することとなるとして、主に作成企業から懸念が示されていました。これを受け、IASBは、開示することを原則としつつも、開示することにより取得時の主要な目的の達成を著しく損なうことが予想される場合については、開示の一部を免除することを提案しています。

開示免除の例としては、同業他社が当該開示情報を活用したり、また特定の情報について開示を認めない法的な義務が存在するなどのために、情報を開示することで取得企業による企業結合の主要な目的の達成が妨げられる可能性がある場合が示されています（公開草案BC81項）。

開示対象の情報のうち、どの項目が免除規定に該当するかについて、企業は以下のような要素（これらは網羅的なチェック項目ではないとされています）を考慮し、判断します(IFRS第3号B67D項)。

(a) 情報を開示することの影響

情報開示によって競争力が低下するおそれがあるという一般的なリスクだけでは、免除規定を適用する十分な理由にはなりません。

(b) 情報の公的利用可能性

例えば、企業が対象情報を、プレスリリースや、投資家に対する説明資料等で公表している場合、当該情報に免除規定を適用するのは適切ではありません。

なお、免除規定を適用する前に、例えば十分に集計したレベルでの情報を開示するなど、「取得企業にとっての主要な目的」を著しく歪めることなく開示目的を達成できるような、何らか違う方法での情報開示ができないかを企業は検討する必要があります（IFRS第3号B67E項）。

企業が代替的方法での開示が可能かを検討した結果、それでも開示が不可能と判断した場合には、免除規定を適用し、その旨および情報を開示しなかった理由を開示します（IFRS第3号B67E項）。なお、免除規程を適用する場合でも、企業結合の戦略的理由（strategic rationale）や、主要な目的および関連する目標の達成度を判断するために主要な経営者がレビューしている実績（IFRS第3号B67A項(b)(i)）に関する開示は、免除の対象に含まれていません（IFRS第3号B67D項）。

また、一度免除規定を適用した場合でも、当該情報が依然として免除規定の対象となるかどうかを各報告期間の末日に継続的に再評価し、免除規定を適用することがもはや適切ではなくなった場合には、免除規定を適用していた情報について開示することになります（IFRS第3号B67G項）。

⑤ その他の改訂（IFRS第3号）

本公開草案では、上記以外に、主に以下のIFRS第3号の改訂が提案されています。

■ 取得した事業の貢献度

現行のIFRS第3号は、実務上可能な範囲で、当報告期間に関する連結包括利益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の収益および純損益の金額、ならびに当期に発生したすべての企業結合について、取得日が事業年度の期首であったとした場合の結合後企業の当報告期間における収益および純損益の情報（いわゆるプロフォーマ）を開示することを要求しています（IFRS第3号B64項(q)）。

本公開草案では、同項で開示が要求される「純損益」を「営業損益」に変更することが提案されています。なお、ここでの「営業損益」は2024年4月9日に公表予定のIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」で定義される予定のものと同じです。

■ 取得した資産および引き受けた負債の種類

現行のIFRS第3号は、取得した資産および引き受けた負債の主要な種類ごとに、取得日時点で認識した金額を開示することを要求しています（IFRS第3号B64項(i)）。しかし、一部の利用者から、財務活動から生じる負債や確定給付年金債務の金額がこれらの開示に含まれておらず、必要な情報が入手できない場合があると指摘されました。

これを受けて、本公開草案は、同項から「主要な」の用語を削除し、企業に重要性のある項目を判断して開示することを促すとともに、判断にあたり参考できる例示として、開示例にこれらの負債を例示することで、上記の課題に対応することを提案しています。

(2) 減損テストに関する変更（IAS第36号の改訂）

IFRS第3号の適用後レビューでは、IAS第36号の減損テストに関して、以下の課題が識別されました。

- ・ のれんの減損損失の認識が時として遅くなることがある。
- ・ 減損テストの対応にはコストがかかり、複雑である。

IASBはこれらの課題が生じる理由として、シールド効果および経営者による過度な楽観主義をあげています。シールド効果とは、例えば取得した事業が既存の事業と統合されるケースで、当該既存事業においてヘッドルーム（回収可能価額が、財政状態計算書に認識された純資産の帳簿価額を上回る部分）がある場合に、統合後の事業全体について減損テストを実施すると、事業の回収可能価額の下落が既存事業にもともと存在していたヘッドルームに吸収され、のれんの減損損失として認識されないことを意味します（公開草案BC188項参照）。

IASBは、これらの課題に対応するため、以下のIAS第36号の改訂を提案しています。

① のれんのCGUまたはCGUグループへの配分方法に関するガイダンスの追加

IASBは、シールド効果を排除するための、現行の減損テストと異なるテストの設計は困難としつつ、のれんをCGUまたはCGUグループに配分する方法に関する追加的ガイダンスを提供することで、シールド効果の低減に一定程度対応することを提案しています。具体的には、主に以下の改訂を提案しています。

- ・ のれんを配分する最小単位が内部管理目的でモニタリングされている、「のれんが関連する事業」であることを明確化する（IAS第36号80項(a)）。
- ・ 企業は、IAS第36号80項(a)を最初に適用し、企業結合のシナジーが生じると期待されるCGUまたはCGUグループを特定する。そのうえで、のれんに関連した事業をモニタリングするために主要な経営者が定期的に使用するための財務情報が存在する、最小のレベルのCGUまたはCGUグループを、のれんを配分する単位として決定することを明確化する（IAS第36号80A項）。
- ・ 事業セグメント（IFRS第8号5項で定義されるもの）はのれんを配分できる最大のレベルにすぎないことを明確化するため、上記IAS第36号80項(a)の検討後にのみ事業セグメントのレベル（IAS第36号80項(b)）にのれんの配分がされることを明確化する（IAS第36号80B項）。
- ・ 主要な経営者が企業結合のパフォーマンスをモニタリングするレベルと、減損テストの目的上のれんを配分するレベルが一致しない場合があることを明確にする（IAS第36号83項(b)）。つまり、主要な経営者が企業結合のパフォーマンスを測定するためには事業セグメントのレベルの情報を利用していたとしても、経営者が事業をモニタリングする上で使用する財務情報がより小さい単位で入手可能であれば、減損テストの目的では当該レベルの情報を使用することが指摘されている。

② のれんが配分されたCGUまたはCGUグループがどの報告セグメントに含まれるのかの開示の追加

のれんの減損の認識が遅れているのではないかという要因の一つとしてあげられている、経営者の過度な楽観主義に対応するため、のれんが配分されたCGUまたはCGUグループがどの報告セグメントに含まれるのかの開示を追加することが提案されています（IAS第36号134項(a)）。

当該開示により、その報告セグメントに関するその他の情報や、その報告セグメントの将来的なパフォーマンスに関する利用者自らの仮定を比べることを通じて、経営者が減損テストで用いた仮定の合理性を利用者がよりよく評価できるようにすることで、経営者が過度に楽観的な仮定を行ふことを低減できることを期待しています。さらに、のれんがどの報告セグメントに配分されたかを知り、IFRS第3号に従って開示される情報とあわせることで、利用者が経営者による取得の意図および既存事業との統合に関する判断をよりよく評価することにつながるとも考えています。

③ 使用価値の算定方法の改訂

本公開草案は、減損テストにおけるコストおよび複雑さに関する懸念に対応し、経営者が使用しているものにより近い情報を減損テストのインプットとして用いることで、利用者の意思決定により役立つ情報を受け取ることができるようにするために、使用価値の計算方法に関する規定を改訂することを提案しています。

■ 将来のリストラクチャリングおよび、資産の性能改善または拡張から生じるキャッシュ・フローの取扱い

現行のIAS第36号は、使用価値の算定にあたり、対象となる資産の現在の状態に基づいて見積ることとし、企業が未だコミットしていない将来のリストラクチャリングおよび、資産の性能改善または拡張から発生すると見込まれるキャッシュ・フローを、使用価値の算定のための将来キャッシュ・フローの見積りに反映することを認めています（IAS第36号44項）。

IASBは、使用価値の算定に関する当該制限を削除することを提案しており、これにより財務諸表作成企業の減損テストに関するコストや複雑さを低減したり、減損テストについて、理解、実施、監査の容易性を高めることができます。

なお、使用価値の見積りがこの提案により変更されるわけではなく、44項で言われる現状の状態に基づくキャッシュ・フローの見積りであることには変わりがないと述べられています（公開草案BC212項）。これについてIASBは、44A項および44B項を追加し、以下を明確化することが提案されています。

- 資産にリストラクチャリングおよび、資産の性能改善または拡張が行われる可能性があり、かつこれに関連する将来キャッシュ・フローの予測が使用価値算定にあたって要求される一定の条件（IAS第36号33項）を満たす場合、そのようなリストラクチャリングおよび、資産の性能改善または拡張に関連する将来のキャッシュ・インフローおよびアウトフローを、資産の将来キャッシュ・フローに含める（IAS第36号44A項）。
- 企業がリストラクチャリングをコミットし、対応するリストラクチャリング引当金がIAS第37号に従って認識された場合、リストラクチャリングによってもたらされるキャッシュ・フローの改善は使用価値の算定に織り込む一方、リストラクチャリング引当金に含まれているキャッシュ・アウトフロー自体については、二重計上を避けるため、使用価値の算定から除外する（IAS第36号44B項）。

■ 税引前キャッシュ・フローおよび税引前の割引率に関する規定の取扱い

現行のIAS第36号は、税引前キャッシュ・フローと税引前の割引率を使用して使用価値を算定し、その割引率を開示することを要求しています（IAS第36号50項(b)、51項、55項）。これは、法人所得税の受取または支払に係るキャッシュ・フローを将来キャッシュ・フローの見積りから除外する手間を考慮したためです。

一方、評価実務では、割引率の決定に用いる加重平均資本コストが税後の概念であることを理由に、税引後キャッシュ・フローおよび割引率に基づいて使用価値が算定されることが一般的です。にもかかわらず、IAS第36号の開示要求により、税引前割引率を追加的に算定する必要があるため、実務との乖離が指摘されていました。

理論上、税引前キャッシュ・フローを税引前割引率で割引いた計算結果は、税引後キャッシュ・フローを税引後割引率で割り引いた計算結果と同じになるはずであることを踏まえ、本公開草案は、これらの要求を削除することを提案しています。あわせて、減損テストに使用した割引率が税引前か税引後かを開示することを提案しています。

(3) その他の変更

■ 公的説明責任のない子会社の開示

本公開草案は、IFRS第3号およびIAS第36号の改訂に伴い、2024年5月に公表される予定のIFRS会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」について、必要な見直しを行うことを提案しています。

3. 適用時期及び移行措置

本公開草案に基づくIFRS会計基準の改訂の適用時期は、寄せられたコメントを踏まえて決定されます。IFRS第3号およびIAS第36号の改訂は、発効日以降、将来に向けて適用することが提案されています。また、いずれの改訂も、早期適用を認めることができます（IFRS第3号64R項、IAS第36号1400項）。本公開草案に基づく改訂の内容について、初度適用企業に対し、特段の措置は定めないことが提案されています。なお、公的説明責任のない子会社については、比較情報の再表示は不要とすることが提案されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。